

目黒都税事務所からのお知らせ

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和4年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和4年1月31日(月)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索

クリック



東京都目黒都税事務所 償却資産班 ・ 直通 03 - 5722 - 9074

1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定資産税(償却資産)、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

休日でも eLTAX をお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください!

<eLTAX 1月の休日運用日>

1/15(土)、1/16(日)、1/22(土)、1/23(日)、1/29(土)、1/30(日)

<eLTAX 利用時間>

8時30分~24時(土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く)

※1/15(土)~1/31(月)はメンテナンス時間を除き24時間利用可能です。

<利用手続についてのお問い合わせ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【  ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

- 国税の電子申告・電子納税等については、
e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

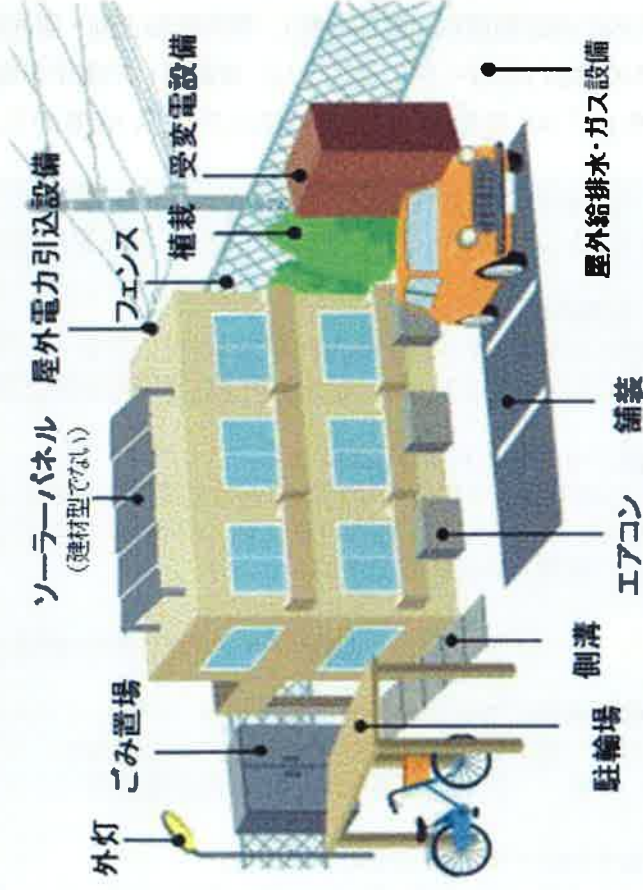


eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

アパートや貸駐車場のオーナーは 償却資産の申告が必要です。

【主な資産例】賃貸住宅をお持ちの方

(建物は家屋として課税されるため、償却資産申告の対象外です。)



償却資産とは？

土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産です。
固定資産税として課税されます。



どのような資産が 申告の対象になるの？

主に、舗装路面や門、フェンス、植栽などの外構工事、
屋外給排水・ガス・電力の引込工事など、土地、家屋以外の
事業の用に供することができる資産が対象になります。



いつ、どこに申告するの？

1月31日までに目黒都税事務所に申告してください。
(1月1日現在、目黒区内にお持ちの償却資産)